

令和8年9月25日
庁舎整備担当部

本庁舎等整備工事の工期延伸に伴い区に生じた損害について

1 主旨

区は、大成建設と令和6年3月1日付けで締結した「世田谷区本庁舎等整備工事における工期延伸に関する合意書」に基づき、本件工期延伸に伴い区に生じた損害額の確定に向け、大成建設と交渉を行っている。

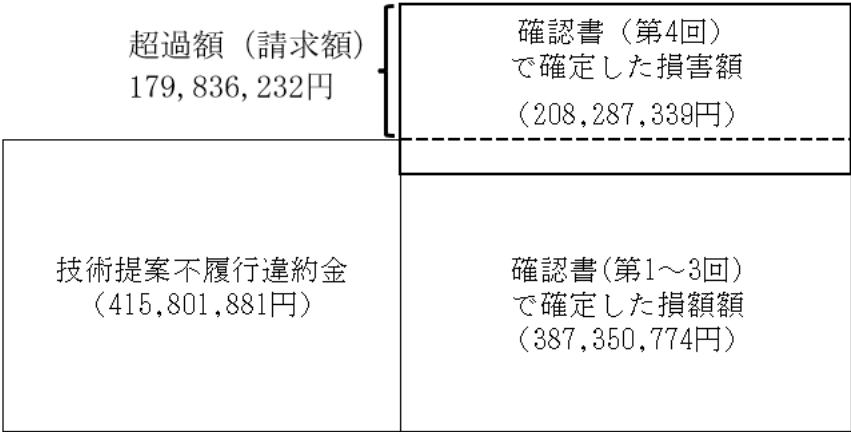
令和8年9月3日開催のDX・地域行政・公共施設整備等推進特別委員会に報告した「本庁舎等整備工事の工期延伸に伴う損害額確定に向けた、2期工期延伸における区が現段階で確認した損害項目について」に示した金額に対し、このたび、大成建設から、確認書（第4回）を受領したので、報告する。

2 大成建設からの確認書（第4回）について

2期工期延伸における区が現段階で確認した損害の項目及び額をもとに、各項目に関する交渉を進めた結果、大成建設より別紙1のとおり、区の示した損害額と同額である208,287,339円の確認書（第4回）を受領した。

これにより、本件工期延伸に伴う損害額として、計595,638,113円分が確定したこととなる。

これにより、損害額は、技術提案不履行違約金（415,801,881円）を超過したため、超過分について、大成建設へ速やかに請求する。なお、請求分については、2期竣工払いと相殺する。



図：技術提案不履行違約金と確認書により確定した損害額との比較イメージ

3 今後のスケジュール（予定）

- 令和8年 9月～ 2期工期延伸に伴い区に生じた損害（追加分）の調査、根拠資料の作成、（適時）大成建設との交渉
- 10月頃 2期竣工払い（相殺）
- 令和9年 2月頃 DX・地域行政・公共施設整備等推進特別委員会（2期工期延伸における区に生じた損害項目の追加）

確認書（第 4 回）

世田谷区長あて

世田谷区本庁舎等整備工事における工期遅延に関する合意書に基づき、本件工期延伸にともない区に生じた損害額として、下表の内容について、確認しました。

NO.	損害の名称や内容（契約件名等）	損害金額（円）
1	2 期工期延伸にかかる損害分＜令和 8 年 9 月 1 8 日 までに確認した分＞ ※内容等は実損計算書＜確認書（第 4 回）の別紙＞ のとおり	208,287,339 円
合計		208,287,339 円

以上

令和 8 年 9 月 1 8 日

確認者

大成建設株式会社東京支店

専務執行役員支店長 中村 有孝 印

実損計算書＜確認書（第４回）の別紙＞

NO.	対象所属	項目	損害金額（円）
1	生活文化政策部区民健康村・ふるさと・交流推進課	二十歳のつどい開催に係る施設借用料	¥1,732,500
2	同上	二十歳のつどい開催に伴う借用施設の会場養生・椅子配列委託	¥495,000
3	同上	二十歳のつどい会場設営・撤去及び舞台運営（舞台監督・音響・照明・映像・ライブ配信等）委託	¥1,238,050
4	同上	二十歳のつどい施設賠償責任保険	¥11,100
5	同上	二十歳のつどい借用施設のトイレ清掃委託	¥154,000
6	学校教育部学務課	世田谷区立中学校音楽発表会実施に伴う楽器等の運搬	¥192,500
7	庁舎整備担当部庁舎管理担当課	仮庁舎賃借料 二子玉川分庁舎	¥54,417,017
8	同上	仮庁舎賃借料 ノバビル分庁舎	¥49,975,200
9	同上	レストラン（行政財産貸付料）（歳入減）	¥6,600,000
10	同上	売店（行政財産貸付料）（歳入減）	¥28,512,000
11	同上	庁舎整備担当部職員人件費【２期分】	¥64,959,972

金額計：	¥208,287,339
------	--------------